



十一  
十二

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(一) 年一・一パーセント  
額に各募集取扱機関は、払込金  
額に加え、次の算式により算  
出した金額を第十八号に規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.1}{100} \times \frac{16}{365}$$

(二) 発行時において、その利子  
に係る所得税が源泉徴収さ  
れるものとして振替口座簿  
中の口座に記載又は記録さ  
れるものについては、前記(一)  
の算式により算出した金額  
から当該金額に百分の二十  
を乗じた金額(ただし、当該  
国債を発行時において取得  
する者が非居住者又は外国  
法人である場合には、前記(一)  
の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受けるとして所得  
税率を乗じた金額)を控除す  
ることができる。

十三  
初期利子

平成二十四年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ)。

